

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）条件付一般競争入札（単価契約） 共通入札説明書

入札参加者は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）の入札において、この「大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）条件付一般競争入札（単価契約）共通入札説明書（以下「共通入札説明書」という。）」のほか、「電子入札公告」及び「電子入札心得」の内容を遵守するとともに、「契約書（案）」及び「設計図書」等その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。

1 入札の手続き等（一般事項）

- (1) 大阪府電子契約システム（以下「システム」という。）により参加資格確認申請書、入札書の提出等の手続きを行う。

○電子契約システム

URL (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

- (2) システムの操作マニュアルについては、大阪府電子契約ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）の「操作マニュアル」よりダウンロードすることができる。

○ポータルサイトの「操作マニュアル」

URL (<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index>)

- (3) 入札に参加を希望する者（以下「入札参加希望者」という。）は、参加を希望する入札の参加資格確認申請書の提出期限までに電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第13条第1項第1号に掲げる電子証明書（以下「ICカード」という。）を取得し、及びシステムを利用するための登録（以下「利用者登録」という。）を大阪府電子申請システムにより完了していること。

なお、以下の者の場合は、代表者がICカードを取得し、利用者登録を完了していること。

ア 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）

イ 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）

ウ 官公需適格組合（以下「組合」という。）

○参考

	単体企業	特定JV	経常JV	組 合
ICカードの取得者	入札参加者	代表構成員	代表構成員	代表者
利用者登録を行う者	〃	〃	〃	〃
利用者登録時の名義	〃	代表者が <u>単体企業</u> として登録	代表者が <u>経常JV</u> として登録	代表者が <u>組合</u> として登録

○大阪府電子申請システム（ICカード登録）

URL (https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-iccard.html)

- (4) 参加資格確認申請書に添付する資料及び所定の工事費内訳書（以下「工事費内訳書」という。）等の必要書類は、原則として電子ファイルとしてシステムにより提出すること。
- ア システムにより提出する電子ファイルは、次のアプリケーションソフトウェア（以下「アプリケーション」という。）を使用したファイル形式により提出すること。
- 保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないよう十分注意すること。
- 電子ファイルを圧縮する場合は、LZH又はZIP形式を指定し、自己解凍方式は指定しないものとする。

使用アプリケーション	ファイル形式
------------	--------

Microsoft Word	Word95からWord2016のバージョンでの保存のもの (DOC形式・DOCX形式)
Microsoft Excel	Excel95からExcel2016のバージョンでの保存のもの (XLS形式・XLSX形式)
その他のアプリケーション	Adobe Acrobat (PDF形式) 画像ファイル (JPEG形式、GIF形式、TIFF形式)

イ 電子ファイル化された書類の電子ファイルとしての総容量が「100MB」を超える場合は、システムの添付ファイルとして書類を提出することはできない。

ウ システムにより提出する書類は、事前にウイルスチェックを行い、ウイルスに感染していないことを確認した後に提出すること。

エ ウイルスに感染したファイルを提出した場合等は、速やかに「電子入札公告」の「担当課システム担当」あてに連絡すること。

提出された電子ファイルにウイルス感染があった場合は、入札書提出期間終了後に当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議を行うものとする。

また、開札後にウイルス感染が判明した場合は、必要な感染防止措置を行い、当該電子ファイルを提出した入札参加者と再提出の方法について協議を行うものとする。

- (5) 大阪府の休日に関する条例（平成元年大阪府条例第2号）第2条第1項に規定する本府の休日（以下「休日」という。）並びに休日を除く午後7時から午前9時の間は、保守・点検等のためシステムを利用できないことがある。

2 電子入札公告等の交付等

「電子入札公告」及び「共通入札説明書」等入札に参加するために必要となる資料（以下「電子入札公告等」という。）を、入札参加希望者に対し、交付する。

(1) 電子入札公告等の交付

ア 交付日

「電子入札公告」による。

イ 交付方法

システムにより行う。

(2) 交付する電子入札公告等の内容

「電子入札公告」による。

（「電子入札公告」の【交付書類一覧表】」参照）

(3) 電子入札公告等に対する質問及び回答

ア 質問期間及び最終回答日

「電子入札公告」による。

イ 質問方法

システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等システム以外によるものは受付けないものとする。

質問には入札参加希望者名が特定できる内容を記載しないこと。記載があれば回答を行わないので注意すること。

なお、システムの質問欄に入力する質問は、1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため、回答できない場合がある。

ウ 回答方法

システムにより行い、回答は、利用者登録を完了した者に公開する。

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加希望者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

3 予定価格等の公表

「予定価格」、「予定価格算出基礎額」並びに「最低制限価格」を次のとおり公表する。

(1) 公表日

「電子入札公告」による。

(2) 公表方法

システムにより行う。

4 入札参加資格

入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次に掲げる要件とする。

(1) 【単体企業の場合】

単体企業にあつては、単体企業として IC カードを取得し利用者登録を完了しており、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

ア 「電子入札公告」に定めた入札参加資格をすべて有している者であること。

イ 大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府建設工事競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）でないこと、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

エ 「電子入札公告」の公告の日までに、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 の上欄に掲げる建設工事の種類（以下「業種」という。）のうち、「電子入札公告」に定める業種について、同法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けた者であること。

なお、一般建設業の許可又は特定建設業の許可の別は「電子入札公告」によるものとする。

オ 「電子入札公告」に定める建設工事の種類について、「電子入札公告」に示す審査基準日以降の日を審査基準日とする建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていること。

カ 参加資格確認申請書の提出の日までに、「電子入札公告」に定める建設工事の種類について発注年度に該当する大阪府建設工事競争入札参加資格の認定を受けていること。

キ 「電子入札公告」の公告の日から開札の日までの期間において、次のいずれにも該当しない者であること。

（ア） 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者

（イ） 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当する者（建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業の停止の命令であつて、大阪府の区域以外の区域又は「電子入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）

（ウ） 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）、同規則第 3 条第 1 項各号のいずれか又は同条第 2 項に該当すると認められる者

（エ） 本府との契約において、談合等の不正行為があつたとして損害賠償請求を受けている者（「電子入札公告」の公告の日までに当該請求に係る損害賠償金を全額納付した者は

該当しない。)

ク 入札参加者は他の入札参加者との関係において、次の(1)から(7)までのいずれにも該当しない者であること。

- (1) 会社法第2条第3号の2に規定する子会社等（以下「子会社等」という。）と同条第4号の2に規定する親会社等（以下「親会社等」という。）の関係にある場合
- (2) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (3) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。
 - ① 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - ② 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - ③ 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員
 - ④ 組合の理事
 - ⑤ その他①から④までに掲げる者に準ずる者
- (4) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- (5) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。
- (6) 事業所を同じくする場合
- (7) その他入札の公正さが阻害されると認められる関係にある場合

(2) 【特定JVの場合】

ア 特定JVにあつては、代表者が単体企業としてICカードを取得し利用者登録を完了しており、構成員のすべてが、(1)に該当するものであること。

イ 特定JVの結成にあたっては、「電子入札公告」に示す条件をすべて満たしていること。

(3) 【経常JVの場合】

経常JVにあつては、代表者が経常JVとしてICカードを取得し利用者登録を完了しており、経常JVにおいて(1)ア、イ、カ及びキに該当するものであること。

また、構成員のすべてが、(1)に該当するものであること。

ただし、イ及びカについては、「大阪府建設工事競争入札参加資格」を「大阪府経常建設共同企業体入札参加資格」と読み替えるものとする。

(4) 【組合の場合】

組合にあつては、代表者が組合としてICカードを取得し利用者登録を完了しており、組合において(1)に該当するものであること。

また、組合員のすべてが、(1)キのうち(ウ)及び(エ)に該当しないものであること。

5 入札参加申請手続き

入札参加希望者は、次のとおり参加資格確認申請書及び入札参加資格を確認するための添付資料をシステムにより提出（以下「入札参加申請」という。）し、本府の確認を受けなければならない。

なお、期限までに入札参加申請を行わない者及び参加資格確認通知書の参加資格の有無欄において「無」と通知を受けた者は、当該入札に参加することができない。

(1) 入札参加申請

ア 申請期間

「電子入札公告」による。

入札参加申請の受付には相当の時間を要するので、提出は余裕を持って行うこと。

イ 提出方法

(ア) 参加資格確認申請書

入札参加希望者（共同企業体及び組合の場合は代表者）がシステムで行うものとする。

(イ) 条件付一般競争入札参加申込書

(ア) の参加資格確認申請書の添付資料として 1 (4) に基づき提出すること。

6 入札参加資格の審査及び審査結果の通知

- (1) システムが入札参加申請を受け付けた場合、以下の項目のみシステムが審査（以下「自動審査」という。）を行い、その結果を参加資格確認通知書に (2) 又は (3) のとおり記載し、入札参加希望者にシステムにより通知する。

なお、「自動審査を行う項目」以外の項目に関する入札参加資格の審査は、19の事後審査により開札後、実施する。

このため、開札を行った後、直ちに落札者が決定するわけではないため注意すること。

○自動審査を行う項目

ア 業 種

イ 受注希望工種

ウ 等 級（又は総合点数）

エ 総合評価値

オ 地 域

カ 入札参加停止及び入札参加除外状況

キ 経営事項審査の審査基準日

イ、ウ、エ及びオに係る自動審査は、「電子入札公告」により、入札参加条件とした場合のみ実施する。

（ただし、参加申請等の提出時には、当該要件を満たさないが、開札日に当該要件を満たす経営事項審査の結果通知書の写しの提出が可能であることを申告した者については、自動審査を行わない。）

* 「電子入札公告」により、入札参加条件とした場合であっても、条件の設定によって自動審査しない場合がある。この場合の当該項目についての審査は19の事後審査により開札後、実施するものとする。

- (2) 自動審査の結果、(1)の審査項目を全て満たした者には、『参加資格の有無』欄に『有』と記載した通知を行う。
- (3) 自動審査の結果、(1)の審査項目を全て満たさない者には、『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を行う。
- (4) 『参加資格の有無』欄に『無』と記載した場合は、その理由を付して通知する。
- (5) 入札参加申請の際、誤入力等により(3)の『参加資格の有無』欄に『無』と記載した通知を受けた者は、5 (1) アの申請期間内であれば、再度、入札参加申請を行うことができる。
- ただし、5 (1) アの申請期間内に受付が完了しなかった場合、本府は一切の責めを負わない。

7 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者に対する理由説明

- (1) 『参加資格の有無』欄に『無』の通知を受けた者は、その理由を通知書に記載されている期限までであれば、本府に説明を求めることができる。
- (2) (1)により説明を求める場合はシステムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等のシステム以外によるものは受付けない。
- (3) 理由説明を求めた者に対する回答は、システムにより行う。
- (4) (1)により説明を求めた者が6 (1) の審査項目を全て満たすことが明らかになった場合、説

明を求めた者は5の入札参加申請手続きを再度、5(1)アの申請期間内に行うこと。行うことが出来ない場合は入札に参加できない。

ただし、5(1)アの申請期間を経過した後に、入札参加資格を有することが明らかとなった場合には、改めてシステムにより6(2)の通知を行う。

8 設計図書等の交付

設計図書等は、入札参加希望者が本府に登録している入札参加資格に関する情報が、①登録業種 ②受注希望工種 ③等級区分(②③については設定のある案件に限る。)において、当該入札の入札参加資格と合致する入札参加希望者に対し交付する。ただし、発注機関の長が、入札参加資格「有」の者に限る場合は、6(2)の通知を受けた者のみに交付する。

(1) 交付期間

「電子入札公告」による。

ただし、設計図書等のダウンロードには相当の時間を要するので、余裕を持って行うこと。

(2) 交付方法

交付はシステムにより行う。

ただし、入札参加希望者側のシステムのトラブル等により、システムから設計図書等の交付を受けることができない場合については、参加資格確認通知書を印刷し業者に関する情報が確認できないように消去した書面及び、図面のデータを記録するためのCD-Rメディア(未記録の状態で容量650MB以上のもの)を持参の上、「電子入札公告」の「担当課 入札契約担当」において電子ファイルとして受領すること。その際、会社名を明示、表示、教示する等、対面交付する職員が入札参加希望者名を知りうる状態であるときは、対面交付を拒否する場合があるため、十分な注意を払うこと。なお、対面交付には相当の時間を要する。

(3) 交付する設計図書等の内容

「電子入札公告」による。

(「電子入札公告」の【交付書類一覧表】参照)

(4) その他

設計図書等は、本件入札の積算及び見積り以外の目的で使用してはならない。

9 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対するシステムによる質問の提出及び回答の閲覧は6(2)の通知を受けた者のみが行なうことが出来る。

(1) 質問書の提出

ア 質問期間

「電子入札公告」による。

イ 質問方法

システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等システム以外によるものは受け付けない。

質問には入札参加者名が特定できる内容を記載はしないこと。記載があれば回答を行わないので注意すること。

なお、システムの質問欄に入力する質問は、1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため、回答できない場合がある。

(2) 質問に対する回答

回答には、重要事項等が含まれることがあるため、定期的に回答の内容を確認すること。

なお、回答の内容を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

ア 最終回答日

「電子入札公告」による。

イ 回答方法

システムにより行う。なお、回答は6(2)の通知を受けた者に公開する。

ウ 回答の閲覧方法

回答は、システムにより閲覧できる。

10 連絡事項の確認

- (1) 6(2)の通知を受けた者は、当該入札の保留、延期又は取り止め若しくはその他入札に関する重要事項等を連絡する場合があるため、システムにより連絡事項を定期的に確認すること。

なお、連絡事項を確認しなかったことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

- (2) 連絡事項の確認方法

連絡事項は、システムにより確認できる。

11 入札書の提出

- (1) 入札書の提出期間

「電子入札公告」による。

- (2) 入札書の提出方法

ア システムにより入札書を提出するものとし、持参、郵送及び電送等システム以外によるものは受け付けない。

なお、入札書提出にあたっては、システムに入札金額、くじ入力番号等必要事項を入力すること。

イ システムにより入札書を提出した後は、入札書の書換え、引換え及び撤回をすることができない。

- (3) 入札回数

原則として1回とする。

- (4) 再度の入札

ア 開札の結果、予定価格の制限の範囲内に入札がないときは再度の入札を行う。

イ 再度の入札を行う場合は、システムにより入札参加者に次の事項を通知する。

(ア) 再度の入札を行う旨

(イ) 再度の入札の入札書の提出期間

(ウ) 再度の入札の開札日時

(エ) 当初の入札の予定価格を超える入札金額のうちの最低入札金額

ウ 再度の入札は1回限りとする。

エ 当初の入札において、次のいずれかに該当する者は再度の入札に参加することはできない。

(ア) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(イ) 最低制限価格を設定している場合において最低制限価格未満で入札した者

(ウ) その他、電子入札心得第9条の規定により無効とされた入札をした者

オ 11(4)イの通知を確認しなかったことによる入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

- (5) その他

入札書の入力に際しては、次の事項に留意すること。

ア 入札書の入力には注意して正確に行い、入力内容を確認の上、入札書の提出を行うこと。

イ パソコン等の利用環境により、送信が長時間となることがあるため、提出期間内に余裕を持って入札書の提出を完了すること。

ウ 入札書が正常に送信されたことを、入札書受信確認通知画面又は入札状況一覧において確認すること。なお、入札書受信確認通知書画面を印刷し、入札書の提出が完了したことを証す

る書面を保管しておくこと。

エ 6 (2) の通知を受けた後、1 (3) による利用者登録を行ったICカードが失効したときには、当該ICカードでは電子入札に参加できない。

ただし、複数のICカードを所持し、かつ利用者登録を行っている者は、失効したICカード以外のICカードで、引き続き電子入札に参加することができる。

12 入札参加の取下げ及び辞退

入札参加者は、下記に示すところにより、入札参加の「取下げ」あるいは「辞退」をすることができる。

入札参加を辞退した者又は取下げた者は、これを理由として不利益な扱いを受けることはないものとする。

(1) 入札参加の取下げ

入札参加者は、5 (1) アに示す参加資格確認申請書受付期間中に限り、入札参加申請をシステムにより取下げることができる。この場合、同期間中であれば、再度、システムにより入札参加申請を行うことができる。

(2) 入札参加の辞退

ア 入札参加者は、6 (2) の通知を受けた後から入札書を提出するまで、入札参加を辞退することができる。ただし、入札書の提出後は、辞退することができない。

イ 入札参加を辞退するとき、又は参加資格を喪失する事由が生じ入札を辞退するときは、システムにより入札の辞退届を提出しなければならない。

ウ 辞退届を提出後は、当該辞退届を撤回できない。

エ 入札参加を辞退したものは、参加資格確認申請書受付期間中であっても、当該入札には再度申請することができない。

13 入札の保留、延期又は取り止め若しくは紙入札への変更

入札執行の前又は執行中に、次の各号のいずれかの事由が生じシステムによる入札の執行が困難又は執行すべきでないと認められるときは、入札の執行を保留、延期又は取り止め（以下「保留等」という。）若しくは従来の紙を用いた入札に変更する場合があるものとする。

なお、保留等又は従来の紙を用いた入札に変更したことによる、入札参加者が被った損失について、本府は一切の責めを負わない。

(1) 天災地変等により通信遮断、交通途絶等の事由が発生したとき。

(2) システムに障害が発生したとき。

(3) 入札の執行を保留等すべきと判断するに相当する談合その他不正行為に関する情報が、有力な証拠をもって通報されたとき。

(4) 7 (4) の規定により改めて6 (2) の通知を行った場合、その者の建設業法に基づく見積期間が確保されないと判断したとき。

(5) その他発注者が、やむを得ない事由により入札の執行を保留等すべきと判断したとき。

14 調査の実施

13 (3) により、入札執行を保留等したときは、必要に応じて公正入札に係る調査を行う。

この場合、入札参加者は調査に協力しなければならない。

15 入札金額

(1) 入札者は、それぞれの工種の単価に予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額を入札書に記載すること。なお、単価には、消費税及び地方消費税の額は加算しない。

(2) 予定数量は、あくまでも想定される数量であり、発注することを約束する数量ではない。実際の発注が、予定数量に満たない場合であっても、本府は一切の責めを負わない。

15-2 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に際し入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（※）をシステムの添付書類として1(4)により提出すること。
※：公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条で定める労務費等の経費の内訳を記載したものであること。
- (2) 提出する工事費内訳書は、種目別、科目別とも専門業者から見積りを徴収するものを除き、自らの責任で積算したものであること。
- (3) (1)で定める内訳を記載した工事費内訳書を提出しない者が提出した入札書は無効とする。
- (4) 工事費内訳書は、必ず提出しなければならないものであるが、記載内容について入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (5) 11(4)に規定する再度の入札を行う場合は、入札書に工事費内訳書の添付は要しない。

15-3 確認書の提出

単価契約に係る入札に際し配布した確認書をシステムの添付書類として1(4)により提出すること。

16 契約単価の決定方法

契約単価は、それぞれの工種について、下記の計算式により算出した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。

$$\text{契約単価} = \text{設計単価} \times \text{落札金額} \div \text{設計金額}$$

16-2 発注の方法（工事施工の指示）

必要に応じて指示書を交付し、発注するものとする。

17 入札保証金等

- (1) 入札保証金は大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第61条の規定に該当する場合は免除する。
- (2) 落札者が契約を締結しないときは、違約金としてそれぞれの工種の単価に予定数量を乗じて得た額の総額に相当する金額に消費税及び地方消費税の額を加算して得た額の100分の2に相当する額を徴収する。ただし、次の各号に該当する場合はこの限りではない。
 - ① 大阪府入札参加停止要綱 別表13（経営不振）の規定により入札参加停止の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ② 大阪府入札参加停止要綱 別表6（安全管理措置）(2)イの規定により入札参加停止1月の措置を講じられ、又は同内容の措置要件に該当したことにより、契約を締結しない場合
 - ③ 代表者の死亡等により営業活動を継続しえなくなったため契約を締結しない場合
 - ④ 死亡、傷病又は退職により配置技術者が欠けることとなったため契約を締結しない場合

18 開札の日時及び方法

- (1) 開札の日時
「電子入札公告」による。
- (2) 開札の方法
システムにより開札する。
入札参加者名、入札状況及び入札結果については、落札者決定後に、システムにより公開する。
ただし、公正入札調査を行う場合等の本府が必要であると認めたときは、公開しないことがある。
- (3) 開札状況の閲覧方法
開札状況は、ＩＣカードでシステムにアクセスするのではなく、大阪府ホームページにより閲覧できる。

18-2 公表後の予定価格等に対する質疑及び回答

予定価格等を入札執行後に公表する案件について行う予定価格に対する質疑及び回答は、以下のとおりとする。

(1) 対象者

入札執行後に公表する予定価格等に対する質疑のできる者は、質疑を行おうとする入札案件について入札書を提出した者（以下「入札書提出者」という。）とする。

(2) 質疑期間

「電子入札公告」による。

(3) 質疑方法

システムにより行い、持参、郵送、電送及び電話等システム以外によるものは、受け付けない。

なお、システムの質問欄に入力する質問は、1つの質問欄につき1つとする。1つの質問欄に複数の質問を行った場合は、回答欄に文字数制限があるため、回答できない場合がある。

(4) 確認及び回答をすべき質疑として取り扱わないもの

（「建設工事等の公表後の予定価格等に対する質疑に関する要綱第8条」による）

質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、確認及び回答をすべき質疑として取り扱わない。

ア システム以外の方法によるもの

イ 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

ウ 建設工事等の一般競争入札に関する本府の要綱、要領及び基準並びに公表された設計図書等で確認できるもの

エ 大阪府建設工事条件付一般競争入札実施要綱第12条及び大阪府測量・建設コンサルタント等条件付一般競争入札実施要綱第12条の規定による電子入札公告等及び設計図書等に対する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの

オ 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの

カ 入札書提出者名が特定できる内容が記載されたもの

キ 質疑に係る文字、数字等が判読できないもの

ク 当該入札に直接関係のないもの

ケ 前各号に掲げるもののほか、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認めたもの

(5) 質疑への回答

質疑への回答は「電子入札公告」に定める期日までに、システムにより行うものとし、全ての入札書提出者が閲覧できるようにするものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに確認を完了し回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

また、質疑が前項のいずれかに該当するときは、回答すべき質疑として取り扱わない旨を回答するものとする。

19 事後審査

事後審査は以下のとおり実施する。

事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが明らかとなった者の提出した入札書は無効とする。また、本府と請負契約を締結する営業所等の所在地（以下「営業所の所在地」という。）において『営業所』の実態がないものとみなした場合も同様に入札書は無効とする。

(1) 事後審査の手順

ア 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札書を提出した者を「落札候補者」とし「落札候補者」についてのみ開札後、実施する。

イ 「落札候補者」が2者以上あるときは、落札候補者が11(2)アによる入札書提出時に入力した「くじ入力番号」に従い、電子くじにより事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後

審査を行う。

ウ 事後審査の結果、提出した入札書が無効となった場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札書を提出した他の者のうち、最低の価格で入札をした者（以下「次順位者」という。）に対し改めて事後審査を行う。

なお、この場合、次順位者が2者以上あるときは、イと同様の方法により事後審査の順位を決定し、その順位に従い事後審査を行う。

エ 上位順位の者の資格が有効であると確認された場合は、次順位以降の者の事後審査は行わない。

○電子くじの方法については以下を参照

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-garapon.html

(2) 事後審査の内容

ア 6(1)に示す「自動審査を行う項目以外の項目」の審査

イ 6(1)に示す「自動審査を行う項目」の確認

（自動審査を行う項目についても、開札後、改めて確認します。）

ウ 工事費内訳書の確認

エ 『営業所』の現地調査

- 対象者
- ①公告日を起算日とした過去10年間に本府と契約締結した実績がない者
 - ②公告日を起算日とした過去10年間に本府から指名された実績がない者
 - ③営業所の実態に関して疑いのある旨の通報があった者
 - ④その他、本府において確認が必要と認める者

確認方法 『営業所』内部に立ち入り、「標識の掲示の有無」、「営業に関する帳簿の備付けの有無」、「電話・机など什器備品の有無」などの確認（内部調査）を行う。

※『営業所』の現地調査時に必要な項目が確認できなかった場合や現地調査に応じない場合又は現地調査において調査を妨害した場合は『営業所』の実態が無いものとみなします。

（参考URL）『落札候補者の営業所の現地調査の強化等について』

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetu-eigyosho.html

オ 落札候補者の提出書類の審査

落札候補者は、「電子入札公告」に示す「提出書類一覧表」に記載する落札候補者の提出書類（以下「事後審査書類」という。）を各資料に記載した指示に従い作成し、「電子入札公告」に示す日時及び方法により「提出先」あて提出すること。

なお、事後審査書類を指定した日時までに提出しないときは、その者の提出した入札書は無効とする。また、事後審査書類を指定した日時までに提出しない者は、事後審査書類を提出しない意思を明示した書面を「提出先」に提出すること。

20 配置技術者の資格及び雇用関係の確認

「電子入札公告」により、配置技術者の資格及び雇用関係の確認を求めている場合にあっては、19の事後審査の対象者についてのみ以下のとおり確認を行うこととし、資格及び雇用関係の確認ができない者の提出した入札書は無効とする。

(1) 資格の確認

「電子入札公告」の「3 入札参加資格」の「配置技術者」に示すところにより、配置する技術者の区分に応じて、以下のとおり配置技術者の資格の確認を行うこととする。

① 監理技術者

監理技術者の資格の確認を行うために、次に掲げる書類の写しを「電子入札公告」に示す日時までに「電子入札公告」に示す提出先へ提出すること。

ア 監理技術者資格者証（以下「資格者証」という。）

イ 監理技術者講習修了証（以下「修了証」という。）

② 主任技術者

主任技術者の資格の確認を行うために、次に掲げるア又はイの写しを「電子入札公告」に示す日時までに「電子入札公告」に示す提出先へ提出すること。

ア 主任技術者資格を有する証（実務経験によるものは経歴書）

イ 資格者証を有する者は、上記①と同じ

(2) 雇用関係の確認

「電子入札公告」の「3 入札参加資格」の「配置技術者」に示すところにより、当該配置技術者が入札参加申請の日以前に3ヶ月以上の雇用関係を有することを条件としている場合は、当該技術者の健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書・変更通知書、その他雇用関係を証明できる書類（以下「雇用関係証明書類」という。）のうちいずれかの書類の写しを「電子入札公告」に示す日時までに「電子入札公告」に示す提出先へ提出すること。

なお、上記(1)の資格の確認で、資格者証を提出する場合において、同資格者証で雇用関係が確認できるときは、雇用関係証明書類の提出を要しない。

(3) 専任性の確認

請負代金額が、4,500万円（建築一式工事の場合は、9,000万円）以上となる工事の場合にのみ、次に掲げるア及びイの副本の写しを「電子入札公告」に示す日時までに「電子入札公告」に示す提出先へ提出すること。

ア 経營業務の管理責任者証明書（様式第7号）

イ 専任技術者一覧表（様式第1号別紙4）

21 誓約書の提出の確認

19の事後審査の対象者は、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書及び社会保険等に関する誓約書を、「電子入札公告」に示す日時までに「電子入札公告」に示す提出先へ提出すること。

22 電子契約同意書の提出について

19の事後審査の対象者は、大阪府電子契約実施要領第2条第1号に規定する電子契約（以下「電子契約」という。）による契約締結を選択する場合、大阪府電子契約実施要領第5条第1号の規定により「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を「電子入札公告」に示す日時までにポータルサイトの汎用通知・書類アップロードにより提出すること。

23 入札書の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者が提出した入札書並びに電子入札心得及び電子入札公告等において示した条件等入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。

なお、本府より入札参加資格のある旨確認された者であっても、19の事後審査の後、入札時点において入札参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

24 落札者の決定方法

落札者は以下の方法により決定する。

ただし、「電子入札公告」において、複数の入札に入札書の提出を認めているが、落札可能案件数を制限している場合は、開札日時の早い工事から落札決定を行い、制限している件数を当該落札者が満たしたときは、他の案件の落札者とししないものとする。

落札者を決定した場合は、16により算出した金額を契約単価とする。

(1) 最低制限価格制度を採用する入札の場合

予定価格の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって入札を行い、19の事後審査により有効な入札を行ったと認められた者を落札者とする。

(2) 落札者は、開札後、事後審査等、必要な審査及び調査を行った後決定するため、落札者の決定までに日時を要する。（『営業所』の現地調査、公正入札調査対象となった場合を除き、概ね二週間程度の確定を目途とする。）

25 職員数の現況調査

「電子入札公告」により職員数の現況調査を実施対象としている場合、落札者は、「職員数の現況調査書」（添付書類を含む。）を「ポータルサイト」に提出すること。

（「電子入札公告」の【交付書類一覧表】参照）

なお、落札者が「職員数の現況調査書」に事実と異なる内容を記載したことが判明した場合は、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を行うことがある。

26 契約手続等

(1) 契約書類は、落札者あてポータルサイトで送信する。

(2) 落札者は、電子契約に同意する場合は、ポータルサイトにお知らせされる署名依頼通知から、電子契約同意書に記載した契約締結権限者の役職、氏名、メールアドレスを入力し、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に署名を行うこと。また、押印により契約締結する場合は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く。）に署名を行うこと。また、押印により契約締結する場合は、落札決定の日の翌日から起算して10日以内（休日を除く）に契約書を提出すること。

(3) (2)の期間内に署名を行わない場合又は契約書の提出がない場合は、落札者又は契約の相手方としての権利を放棄したとみなすことがある。

(4) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が次のいずれかに該当した場合は、契約を締結しないことがある。

ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合

イ 大阪府入札参加停止要綱別表に掲げる措置要件に該当した場合（建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は「電子入札公告」に定める業種以外の業種に係るものを受けた場合を除く。）

ウ 本府との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けた場合

エ 契約締結予定日時点での有効な「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の写しを提出できない場合

(5) 落札決定の日から契約締結の日までの期間において、落札者又は落札者である共同企業体の構成員が入札参加除外者、誓約書違反者、暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれか又は同条第2項に該当したと認められる場合は、契約を締結しないものとする。

(6) (3)から(5)までの規定により契約を締結しないときは、19(2)に定める違約金を本府に支払わなければならない。この場合、本府は一切責めを負わない。

(7) 落札者は、建設業法第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、大阪府の工事担当者等に対して、電子契約ポータルサイトにより、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知書により通知すること。

27 契約保証金

(1) 落札者は、それぞれの契約単価に予定数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額を加

算して得た額（以下「予定総額」という。）の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

ア 本府が認めた契約保証金に代わる担保となる有価証券等

イ 本府が確実と認めた当契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する金融機関又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(2) (1)の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金は免除する。

ア 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、予定総額の100分の10以上）を締結したとき。

イ 債務の履行を保証する公共工事履行保証契約（保証金額は、予定総額の100分の10以上）を締結したとき。

28 実施上の留意事項

(1) 入札に参加するための費用は、参加資格確認申請書等の提出者の負担とする。

(2) 入札参加申請又は事後審査書類等に虚偽の記載をした者には、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、入札参加申請又は事後審査書類等に虚偽の記載を行った者による入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。

(3) 入札書の提出が無い場合は、入札執行を取止める。

(4) 受注希望工種の登録及び変更について

「電子入札公告」にて、受注希望工種の登録を条件として発注した案件は、入札参加申請を行う前に受注希望工種の登録が必要である。

なお、同一発注年度内に登録済みの受注希望工種を変更する場合は、次の期間に限り1回だけ行うことが可能である。

《 受注希望工種の登録を条件とした入札案件に、入札書を提出するまでの期間 》

入札参加申請を行った後、受注希望工種を変更する場合は、必ず12(2)のとおりシステムにより辞退届けを提出すること。入札書の提出期間を過ぎても入札書が大阪府電子入札サーバーに未到着（以下「入札書不着」という。）の場合は、1回に限られる受注希望工種の変更は行えないため注意すること。

参考 ※ 受注希望工種は原則「発注部局単位に登録」するものである。

※ 受注希望工種の変更制限は、発注年度単位で行う。

※ 参考URL：https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/e-kensetsu-alkosyu.html

(5) 本入札における入札参加資格の審査及び確認は、開札後「落札候補者」及び「本府が必要と認める者」についてのみ実施する。

このため、公開画面において、公開されている全ての入札参加者が、本入札の入札参加資格を有していたとは限らないので、留意すること。

（公開画面の確認方法は、18(3)開札状況の閲覧方法 参照）

○公開画面での表示の方法

・ 落札した者	⇒	落札企業名称及び落札金額を表示
・ 失格となった者	⇒	企業名称及び入札金額を表示する。摘要欄は「失格」
・ 無効の入札を行った者	⇒	企業名称及び入札金額を表示する。摘要欄は「無効」
・ 入札を辞退した者	⇒	企業名称を表示し、摘要欄は「辞退」と表示
・ 入札書を提出しなかった者	⇒	“ ” 摘要欄は「入札書不着」と表示

(6) システム障害等により入札手続が困難となった場合など、本府がやむを得ないと認めるときは、

(7) 使用禁止文字（機種依存文字等）

[illegible]

15

※その他使用不可となる文字⇒「カタカナ半角」、「～」、「ー」がある。